

毎週火、金曜日発行(但休日)  
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可  
ときは翌日)

# 鳥取県公報

## 目次

- ◇規則 鳥取県水産製品検査条例施行規則
- 鳥取県収入証紙規則の一部改正
- ◇告示 水産製品の規格

## 規 則

鳥取県水産製品検査条例施行規則をここに公布する。

昭和三十五年六月二十八日

鳥取県知事 石 破 二 朗

### 鳥取県規則第三十一号

鳥取県水産製品検査条例施行規則

#### (目的)

第一条 この規則は、鳥取県水産製品検査条例(昭和三十一年四月鳥取県条例第二十二号。以下「条例」という。)の施行に関し、必要な事項を定めることを目的

とする。

#### (証票等の様式)

第二条 条例第四条第二項の規定による証票及び証印は、様式第一号の検査証票及び様式第二号の検査証印とする。

#### (検査の申請方法)

第三条 条例第五条の規定による検査の申請は、様式第三号による申請書を提出して行なうものとする。

#### (量目及び荷造標準)

第四条 条例第六条の規定による量目及び荷造標準は、別表第一のとおりとする。

#### (証印の有効期間)

第五条 条例第十二条の規定による証印の有効期間は、別表第二のとおりとする。ただし、特別の事由がある場合は、この有効期間を短縮することができる。

#### (条例施行の期日)

第六条 条例の施行期日は、昭和三十五年六月二十八日とする。

## 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

様式第一号  
検査証票

表面

鳥取県  
水産製品検査証票

検査証印

用紙の品質 強じんな厚紙

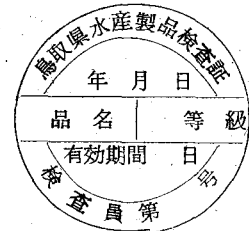
裏面

受検者  
住所  
氏名

用紙の品質 厚紙

縦 七センチメートル  
横 十センチメートル

様式第二号  
検査証印



外径  
十一センチメートル  
四センチメートル  
ゴム印

縦 十一センチメートル  
横 六センチメートル

様式第三号

検査申請書

表

一品名	
二包装別数量	
三生産年月日	
四受検希望年月日	
五受検希望場所	

水産製品検査申請書

右について検査を申請します。

昭和 年 月 日

申請者 住所  
氏名

鳥取県知事殿

裏

鳥取県収入証紙はりつけ欄

別表第一

量目及び荷造標準

品名	種類	検査の単位	荷造方法
魚類乾製品	俵	四〇・〇斤	大巾厚むしろ又は三六厚むしろを用い、両小口は同質のむしろをお

二	魚類塩蔵品	箱	四〇	厚さ一センチメートル以上の板を 回り、堅固に釘付けし、横なわ けとする。縦なわ二条、一箇所掛 けとする。
三	海藻製品	俵	四〇	魚類乾製品に準ずる。
四	水産動物油	かん	一六〇	良質の石油かんを用い、縦なわ二条 十字掛けとする。
五	水産肥飼料	袋	一八〇	良質ドラムかん入れとする。
		俵	五〇	魚類乾製品に準ずる。
		袋	九〇	〃
		すかま	四〇	〃

品名	別表第二 証印の有効期間		
	1 丸乾	2 開乾	3 煮乾
	水分量 の5%以上 3%	水分量 の5%以上 3%	水分量 の5%以上 3%
品目	魚類乾製品	魚類乾製品	魚類乾製品
時	五月二日から十月三十一日まで	五月二日から十月三十一日まで	五月二日から十月三十一日まで
期	十一月一日から四月三十日まで	十一月一日から四月三十日まで	十一月一日から四月三十日まで
有効期間	五月一日から十月三十一日まで	五月一日から十月三十一日まで	五月一日から十月三十一日まで
	十一月一日から四月三十日まで	十一月一日から四月三十日まで	十一月一日から四月三十日まで
	一月	一月	二月
	二月	二月	二月
	三月	三月	三月
	四月	四月	四月
	五月	五月	五月
	六月	六月	六月
	七月	七月	七月
	八月	八月	八月
	九月	九月	九月
	十月	十月	十月
	十一月	十一月	十一月
	十二月	十二月	十二月

鳥取県収入証紙規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和三十五年六月二十八日

鳥取県規則第三十二号

鳥取県収入証紙規則の一部を改正する規則

鳥取県収入証紙規則(昭和二十八年六月鳥取県規則第三十八号)の一部を次のように改正する。

別表第一の二中(二十五)鳥取県軍歴証明手数料条例に基づく手数料を

- (二十五) 鳥取県軍歴証明手数料条例に基づく手数料
- (二十六) 鳥取県水産製品検査条例に基づく手数料

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

鳥取県告示第三百三十号

鳥取県水産製品検査条例(昭和三十五年四月鳥取県条例第二十二号)第三条に基づく水産製品の規格をここに制定する。

品 質	検査事項		等級
	一	合	
良好のもの	一	合	等
普通のもの	二	格	等
二等品に及ばないもの	三	等	等
不良のもの	不	合	格

品 質	検査事項		等級
	一	合	
脂肪少なく良好のもの	一	合	等
良好のもの	二	格	等
脂肪はなはだしくないもの	三	等	等
不良のもの	不	合	格

2 開乾いわし (いわしを背開き又は腹開きとし、施塩乾燥したもの)

品 質	検査事項	等級
脂肪少なく良好のもの	一	等
良好のもの	二	格
脂肪はなはだしくないもの	三	等
不良のもの	不	合

色 沢 良好のもの

香 味 同 右

形 態 同一良好で、えら及び内臓の附着しないもの

乾燥度 水分量四〇%以下のもの

用 塩 量 施塩量は処理後の重量に対し三%以上のもの

夾 雑 物 土砂及び夾雑物の混入しないもの

品 質	検査事項		等級
	一	合	
良好のもの	一	合	等
普通のもの	二	格	等
二等品に及ばないもの	三	等	等
不良のもの	不	合	格

品 質	検査事項		等級
	一	合	
脂肪少なく良好のもの	一	合	等
腹部は鮮明な銀青色を呈し光沢あるもの	二	格	等
脂肪はなはだしくなく普通のもの	三	等	等
不良のもの	不	合	格

1 丸乾いわし (いわしを施塩乾燥したもの)

一 魚類乾製品

二 開乾いわし

品 質	検査事項	等級
脂肪少なく良好のもの	一	等
腹部は鮮明な銀青色を呈し光沢あるもの	二	格
脂肪はなはだしくなく普通のもの	三	等
不良のもの	不	合

色 沢 腹部は鮮明な銀青色を呈し光沢あるもの

香 味 特有の香味を有するもの

形 態 腹切れなく整一で良好のもの

乾燥度 半乾品水分量五〇%以下のもの

用 塩 量 上乾品水分量三五%以下のもの

夾 雑 物 施塩量は、生産重量に対し五〇%以上のもの

昭和三十五年六月二十八日

鳥取県水産製品検査規格

鳥取県知事

石 破

二

朗



二 水産肥飼料

1 魚糞肥 (魚体の全部又は一部を乾燥したもの又はこれを煮熟して乾燥したもの、ただし、魚粕、魚荒粕を除く。)

検査事項	等級	
	一	二
品 質	良好なもの	普通のもの
色 沢	同 右	同 右
香 味	腐臭のないもの	腐臭が軽微なもの
乾 燥 度	一四%以下のもの	同 上
夾 雑 物	土砂又は夾雑物のないもの	同 上
	合 格	等 格
	三 等	不 合 格
品 質	二等品に及ばないもの	不良のもの
色 沢	同 右	同 右
香 味	同 右	同 右
乾 燥 度	同上に反するもの	同上に反するもの
夾 雑 物	同 右	同 右

検査事項	等級	
	一	二
香 味	特有の香味を有するもの	同 右
形 態	原形を保ち整一良好のもの、ただし、形態の損じたもの二〇%以内は差支えない。	%形態の損じたもの四〇%以内は差支えない
乾 燥 度	水分量二〇%以下のもの	同 上
夾 雑 物	土砂及び夾雑物の混入しないもの	同 上
	合 格	等 格
	三 等	不 合 格
香 味	同 右	同 右
形 態	同 右	同 右
乾 燥 度	同上に反するもの	同上に反するもの
夾 雑 物	同 右	同 右

2 煮熟さば (さばを煮熟乾燥したもの)

検査事項	等級	
	一	二
品 質	煮熟完全で脂肪少なく良好のもの	油焼のはなはだしくないもの
色 沢	腹部は鮮明で青白色を呈し光沢のあるもの	普通のもの
乾 燥 度	水分量三五%以下のもの、ただし、一〇月から四月末日までに検査するものは、五〇%以下とすることができぬ。	同 上
用 塩 量	施塩量は処理後の重量に対し三%以上のもの	同 上
夾 雑 物	土砂及び夾雑物の混入しないもの	同 上
	合 格	等 格
	三 等	不 合 格
品 質	脂肪少なく良好のもの	不良のもの
色 沢	良好なもの	同 右
香 味	特有の香味を有するもの	同 右
形 態	整一良好で、えら及び内臓の附着しないもの	同 右
乾 燥 度	水分量三五%以下のもの、ただし、一〇月から四月末日までに検査するものは、五〇%以下とすることができぬ。	同上に反するもの
用 塩 量	施塩量は処理後の重量に対し三%以上のもの	同 右
夾 雑 物	土砂及び夾雑物の混入しないもの	同 右
	合 格	等 格
	三 等	不 合 格
品 質	脂肪少なく良好のもの	不良のもの
色 沢	良好なもの	同 右
香 味	特有の香味を有するもの	同 右
形 態	整一良好で、えら及び内臓の附着しないもの	同 右
乾 燥 度	水分量三五%以下のもの、ただし、一〇月から四月末日までに検査するものは、五〇%以下とすることができぬ。	同上に反するもの
用 塩 量	施塩量は処理後の重量に対し三%以上のもの	同 右
夾 雑 物	土砂及び夾雑物の混入しないもの	同 右